

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成29年3月30日(2017.3.30)

【公開番号】特開2015-200003(P2015-200003A)

【公開日】平成27年11月12日(2015.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2015-070

【出願番号】特願2014-81018(P2014-81018)

【国際特許分類】

C 23 F 13/00 (2006.01)

【F I】

C 23 F	13/00	P
C 23 F	13/00	C

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月20日(2017.2.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

本実施形態の通電端子の材質は、通電端子として機能する材質であれば特に限定されるものではないが、例えば、チタン等が挙げられる。

通電端子の形状は、特に限定されるものではないが、例えば、矩形状の板体を一方向に沿って約90°の角度をつけて折り曲げられた側面視L字形状のもの等が挙げられる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0062

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0062】

表2に示すように、モルタルの厚みが厚くなるにつれて防食電流密度が小さく、すなわち電流量が少なくなることがわかる。厚みが1.0mm~10.0mmである陽極構成体B2、C2及びD2では防食電流として好ましい範囲の電流密度であった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0073

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0073】

モルタルを形成する領域は上面視矩形状の領域であり、以下のようなサイズに設定した。すなわち、図3に示すように、通電端子の周端縁からモルタルの層の周端縁までの距離A(モルタルの領域の矩形状の一辺との最短距離)が0.1m、0.2m、0.5m、1m、2m、2.5mになるように、モルタルの層を形成した。

比較として、モルタルの層を形成しなかった以外は、同様の構造体を作成した。防食電流に加え、外部電源装置(装置名HA-151B、北斗電工社製)を用いて金属層の面積あたり50mA/m²の電流を供給し、3ヶ月間通電した。その後、目視にて金属層の劣

化状況を観察した。劣化状況の判断は、金属層がコンクリートから浮いている箇所、はがれている箇所が生じている場合には劣化していると判断した。

結果は、距離Aが0 . 1 mの構造体は、モルタルの層を形成しなかったものと同等程度に劣化していた。一方、距離Aが0 . 2 m ~ 2 . 5 mの構造体は、モルタルの層を形成しなかったものと比較して、浮きやはがれが少なく、すなわち劣化が抑制されていた。